

建築監視員等執務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建築監視員および関係職員（以下「監視員等」という。）の執務について定めるものとする。

(執務上の心構え)

第2条 監視員等は、違反建築物等の是正指導に当たっては、次に掲げることに注意するものとする。

- (1) 迅速かつ適正な措置を講ずること。
- (2) 公権力の乱用にならないよう十分注意すること。
- (3) 違反現場での圧力、誘惑等に屈しないこと。
- (4) 復命は、的確に行うとともに、是正案について積極的に意見を具申すること。

(パトロール)

第3条 監視員等は、パトロールの実施に当たっては、違反未然防止パトロール調査連絡票（別記第1号様式）に記載された建築物に重点をおき、原則として2名以上で行うものとする。また、建築パトロール実施標（別記第2号様式）を建築物の見やすい箇所に貼付けるものとする。

(追跡調査)

第4条 監視員等は、違反建築物等について常に次に掲げることに留意して追跡調査を行うものとする。

- (1) 指示事項、命令等の遵守
- (2) 違反の是正状況の確認

(上司への報告)

第5条 監視員等は、違反建築物等を発見したときは、違反建築物等調査書を作成し、違反建築物等処理台帳に記載のうえ、速やかに上司に報告するものとする。

- 2 監視員等は、違反是正処理が完了したときは、違反建築物等処理台帳を整理したうえ、速やかに上司に完結の報告をするものとする。
- 3 監視員等は、違反現場等で職務の執行妨害、脅迫等の事案の発生し

た場合は、速やかに上司に報告するものとする。

(苦情 , 陳情等の処理)

第 6 条 監視員等は、住民から建築物等に係る苦情 , 陳情があった場合は、速やかに違反建築物等調査書に記載したうえ、迅速かつ適切な処理を行うものとする。

(携帯用具等)

第 7 条 監視員等は、パトロールを行う場合は、腕章を装着し、常に次に掲げる用具等を携帯するものとする。

- (1) 建築監視員証 , 立入検査証 , 印鑑
- (2) カメラ , スケール , 筆記具 , 接着剤等
- (3) 指示書 , 勧告書 , 命令書 , 違反建築物等調査書
- (4) 受領書

附 則

この要領は、平成 7 年 11 月 17 日から施行する。

違反未然防止パトロール調査連絡票

平成 年 月 日 【確認番号：第_____号】
 【確認年月日：平成_____年_____月_____日】
 【建築主名：_____】
 【建築場所：_____町_____丁目_____番_____】
 【建築用途： 専用住宅 共同住宅 その他】

内に✓印を記入すること。

整理番号	-	特 例	有（1号 2号 3号 4号）・無
調 整 区 域	市 街 化 区 域	容積率	防火地域
		建ぺい率	防火・準防火・無
		%	下水処理
		%	内 ・ 外
		着工予定	年 月 日
		完了予定	年 月 日
疑 問 内 容	1 建築用途疑義		
	2 部分的用途変更疑義	例えば「物置」を「作業場」	
	3 敷地の二重使用	例えば借地部分があいまいな場合，その他	
	4 可分	例えば専用通路奥の2戸長屋，その他	
	5 建ぺい率	（ 平面計画 ・ 柱割 @900 ・ 面積増可能 ）	
	6 容積率	〔 平面計画 ・ 柱割 @900 ・ 面積増可能 車庫緩和 ・ 吹き抜け 〕	
	7 道路斜線		
	8 北側斜線	（ 軒高7m以上 ・ 確認時訂正 ）	
	9 壁面後退	（ 壁面緩和有 ）	
	10 2項道路		
	11 建築主	（ _____ ）	
	12 工事設計者	（ _____ ）	
	13 工事監理者	（ _____ ）	
	14 工事施工者	（ _____ ）	
	15 その他意見欄	_____	

建築計画概要書の写しを必ず添付すること。

別記第2号様式（第3条関係）

建築パトロール実施標

函館市都市建設部では、建築パトロールを行っています。

今後も関係法令を守って、適正に工事を行ってください。

函館市都市建設部建築指導課

電話 21 - 3394

たて、よこ 9センチメートル